

□ 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間	
(1) 入居定員が4人の場合	18単位
(2) 入居定員が5人の場合	7単位
注 旧指定共同生活援助事業所(旧指定基準(指定障害福祉サービス基準附則第5条第1項に規定する旧指定基準をいう。以下同じ。))第107条に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)であって、平成18年9月30日において現に存するものにおいて引き続き行う指定共同生活介護の事業に係る指定共同生活介護事業所の入居定員(当該指定共同生活介護事業所が複数の共同生活住居を有する場合であって、専任の世話人が置かれている共同生活住居については、当該共同生活住居の入居定員(一の世話人が入居者の日常生活上の支援を行う上で支障がないと認められる範囲に複数の共同生活住居がある場合については、平成20年4月1日以降は、当該複数の共同生活住居の入居定員の合計とする。)とする。)が4人又は5人であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。	
9 小規模事業夜間支援体制加算	
(1) 平成18年10月1日から平成20年3月31日までの間	
(一) 夜間支援対象利用者が4人の場合	
a 区分5及び区分6	127単位
b 区分4	65単位
c 区分2及び区分3	26単位
(二) 夜間支援対象利用者が5人の場合	
a 区分5及び区分6	98単位
b 区分4	46単位
c 区分2及び区分3	22単位
(三) 夜間支援対象利用者が6人の場合	
a 区分5及び区分6	73単位
b 区分4	33単位
c 区分2及び区分3	18単位
(四) 夜間支援対象利用者が7人の場合	
a 区分5及び区分6	57単位
b 区分4	19単位
c 区分2及び区分3	11単位
(五) 夜間支援対象利用者が8人の場合	
a 区分5及び区分6	42単位
b 区分4	12単位
c 区分2及び区分3	8単位
(六) 夜間支援対象利用者が9人の場合	
a 区分5及び区分6	32単位
b 区分4	5単位
c 区分2及び区分3	3単位
(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間	
(一) 夜間支援対象利用者が4人の場合	
a 区分5及び区分6	63単位
b 区分4	32単位
c 区分2及び区分3	13単位

(二) 夜間支援対象利用者が5人の場合	
a 区分5及び区分6	49単位
b 区分4	23単位
c 区分2及び区分3	11単位
(三) 夜間支援対象利用者が6人の場合	
a 区分5及び区分6	36単位
b 区分4	16単位
c 区分2及び区分3	9単位
(四) 夜間支援対象利用者が7人の場合	
a 区分5及び区分6	28単位
b 区分4	9単位
c 区分2及び区分3	5単位
(五) 夜間支援対象利用者が8人の場合	
a 区分5及び区分6	21単位
b 区分4	6単位
c 区分2及び区分3	4単位
(六) 夜間支援対象利用者が9人の場合	
a 区分5及び区分6	16単位
b 区分4	2単位
c 区分2及び区分3	1単位

注 旧指定共同生活援助事業所(平成18年4月1日において現に夜間支援体制を確保しているもの又は平成18年4月1日以降に開始された旧指定共同生活援助(旧指定基準第106条に規定する指定共同生活援助をいう。)の事業を行うものであって、当該事業を開始した日以降引き続き夜間支援体制を確保しているものに限る。)において引き続き行う指定共同生活介護の事業に係る指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)であって、2の夜間支援体制加算を算定されるもののうち、夜間支援対象利用者が10人未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第10 施設入所支援	
1 施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 施設入所支援サービス費(I)	
(1) 利用定員が40人以下	400単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	309単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	255単位
(4) 利用定員が81人以上	231単位
ロ 施設入所支援サービス費(II)	
(1) 利用定員が40人以下	381単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	289単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	238単位
(4) 利用定員が81人以上	214単位
ハ 施設入所支援サービス費(III)	
(1) 利用定員が40人以下	359単位
(2) 利用定員が41人以上60人以下	266単位
(3) 利用定員が61人以上80人以下	219単位
(4) 利用定員が81人以上	195単位